

平成 14 年 3 月 4 日
内閣府（防災担当）

中央防災会議「東海地震対策専門調査会」の設置について

1．本専門調査会の背景及び目的

地震に限らず的確な防災対策を進めるには、そのターゲットとなる災害現象をより性格にとらえることが不可欠である。

東海地震については、昭和 53 年の大規模地震対策特別措置法の成立以来、四半世紀が経過し、その間の観測データ等の蓄積を基に、東海地震により強い地震のゆれが生じる地域を見直すため、昨年 3 月に中央防災会議「東海地震に関する専門調査会」が設置され、12 月には現行の強化地域の西側に強いゆれが生じる範囲が広がることが報告された。これを踏まえ、東海地震に係る地震防災対策強化地域（以下、強化地域という。）の指定及び関連する防災対策の検討の必要性が生じている。

昨年 12 月の中央防災会議において、内閣総理大臣から、中央防災会議に対し、強化地域の見直しに関する諮問（大規模地震対策特別措置法第 3 条第 2 項に基づく諮問）がなされたため、「東海地震対策専門調査会」（座長：岡田恒男芝浦工業大学教授）を設置し、強化地域の指定及び東海地震対策のあり方について検討することとした。

2．本専門調査会の検討内容及びスケジュール

東海地震に係る強化地域の指定については、強震動や津波等により著しい被害が生じるおそれがあり対策を強化する必要がある地域について、各都道府県及び各市町村から実状を把握しつつ、春までに 3 回程度検討を行う。

また、強化地域の変更等に伴う影響も含め、東海地震に関する地震防災対策の再検討、見直しについて、14 年度中を目途に検討を行う。（参考 1）

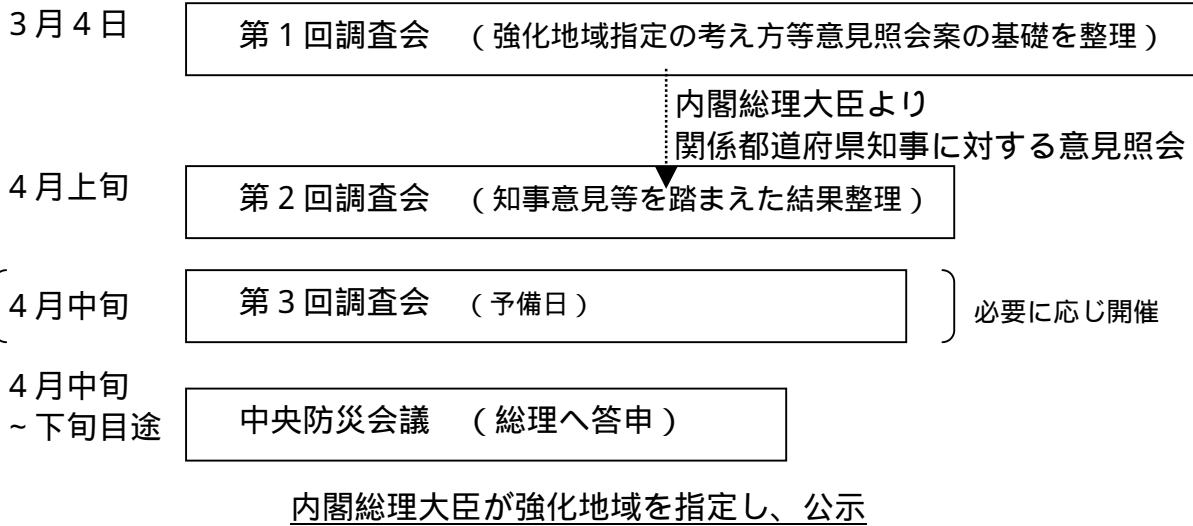
3．本専門調査会の委員の構成

専門調査会の委員は、地震学や防災工学のみならず、防災行政、公共経済学、地方行政、災害ボランティア、まちづくり等の幅広い分野から構成する。

（参考 2）

(参考1) 東海地震対策専門調査会の検討の流れ(予定)

地震防災対策強化地域の見直しに関する検討



強化地域の見直しに伴う東海地震対策の検討 (5月以降)

1. これまでの東海地震対策に関する評価
地震予知のための観測・測量の強化について
予知を前提とした避難・警戒体制の構築について
予防対策の推進について
2. 強化地域の見直しに伴い検討を要する事項の整理
3. 今後の東海地震対策のあり方についての検討
地震予知のための観測・測量の強化について
予知を前提とした避難・警戒体制の構築について
予防対策の推進について

(14年度末まで)

地震防災基本計画等の見直し、必要な制度面の見直し

専門調査会

行政
各防災機関等

(参考2) 中央防災会議「東海地震対策専門調査会」名簿

(敬称略、五十音順、 :座長、 :座長代理)

阿部 勝征	東京大学地震研究所教授
石橋 克彦	神戸大学都市安全研究センター教授
入倉 孝次郎	京都大学防災研究所教授
江頭 進治	立命館大学理工学部教授
岡田 恒男	芝浦工業大学教授
河田 惠昭	京都大学巨大災害研究センター長
坂本 功	東京大学大学院工学系研究科教授
重川希志依	富士常葉大学環境防災学部助教授
嶋津 昭	全国知事会事務総長
杉山 雄一	産業技術総合研究所活断層研究センター副センター長
竹下 景子	女 優
田近 栄治	一橋大学経済学部教授
中埜 良昭	東京大学生産技術研究所助教授
濱田 政則	早稲田大学理工学部教授
廣井 脩	東京大学社会情報研究所長
福和 伸夫	名古屋大学大学院環境学研究科教授
藤吉 洋一郎	NHK解説委員
松田 時彦	西南学院大学文学部教授
溝上 恵	東京大学名誉教授
翠川 三郎	東京工業大学大学院総合理工学研究科教授
村瀬 興一	日本道路公団副総裁
森下 慶子	(株)ケーピー代表取締役
山崎 文雄	東京大学生産技術研究所助教授

吉井 博明

東京経済大学コミュニケーション学部教授

印は、地震防災対策強化地域指定までの真偽調査を行っていただく委員

現行の強化地域指定（昭和 54 年）の考え方（一部平成元年に追加）

（ 1 ） 指定の基準

地震動の基準について

木造建築物等が一般的に著しい被害を蒙る地震動の強さという見地から、震度 6 に相当する地震動加速度（300gal）以上の地域

津波の基準について

「大津波」（3m）が発生するおそれがあると考えられる地域

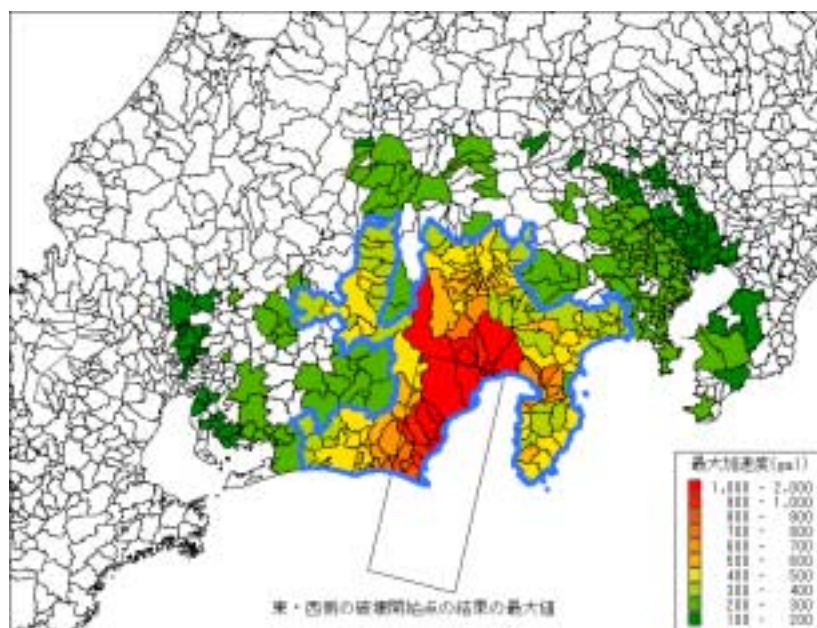
その他（自然斜面のすべり及び崩壊、地盤の液状化、長周期の地震波）

これらについては、それぞれの地点における局所的条件に左右されるものであり、地域としての指定になじまず、その対応策は個別に検討されるべきものであると整理。

（ 2 ） 結果

地震動については右図のとおり。

津波については、伊豆半島南部から駿河湾内部に「大津波」が発生するおそれがあるとの結論を得たが、すべて、地震動が震度 6 相当以上の地域に含まれる。



（ 3 ） 関係県からの意見による追加

関係県知事からの意見は別紙のとおりであり、県からの意見どおり、11市町村を追加した。

地震防災対策強化地域の指定に対する各県知事意見一覧

※ 内閣総理大臣から関係県知事あて昭和54年5月24日付け54国官震第17号「地震防災対策強化地域の指定について」に対する各県回答

県名	神奈川県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県
意見提出日	6月20日	6月27日	6月11日	7月20日	6月16日	7月23日
中央防災会議案を強化地域に指定することについて	「異議ありません。」	「50市町村指定を同意する。」	「異存ありません。」	「意見照会のありました中津川市にかかるこのことについては、同意します。」	「意見照会があった71市町村については、地震防災対策強化地域として指定された」	「本県新城市に係るこのことについては、同意します。」
追加指定について	—	都留市、大月市、大和村、秋山村、道志村、上野原町の6市町村	天竜村の1村	—	春野町、竜山町、佐久間町、水窪町の4町	—
追加市町村の指定を要請する理由	—	構造線等や活断層が複雑に交錯している地域であって、東海地震の影響も著しいものと考えられる。 (別紙理由書には、1)強い地震動、2)地形が急峻、3)孤立化のおそれ、4)周辺市町村との一体的な防災体制強化の必要性	1)静岡県隣接の天竜川水系であること、2)隣接町村が指定を受ける地域であり、ダムを有し、標高差が著しい、3)村が隣接町村と一体となって地震防災対策を推進することを強く要望	—	1)指定予定地域に準ずる著しい地震災害が生じるおそれ、2)4町村は山間部にあり、そこに至る道路等の崩壊により孤立化するおそれがあるため総合的な地震防災対策の推進が必要	—
その他備考	要望＝1)斜面、液状化、長周期、2)二次的被害の検討による指定地域の拡大、2)震対事業の財源確保、3)南関東地震に対する強化地域の指定	おって、残る全町村についても強化地域に指定を希望しているので、引き続き調査検討されたい	要望＝1)住民の不安解消、2)産業発展の阻害とならないこと、3)国の統一した機構での指導、4)財政援助	要望＝1)防災事業等への国の財政援助、2)地域振興対策、3)中津川市の地質等の状況、被害想定資料の提供	—	要望＝1)地震防災事業について国の財政特例措置の制度化、2)斜面、液状化、長周期の検討を早め、第二次指定を。
添付資料	—	6市町村の指定を強く要望する理由書	—	中津川市回答	4町村の要望書(理由書付き)	新城市回答

強化地域（案）について

現行の強化地域について

東海地震については、大規模地震対策特別措置法（昭和53年制定）に基づき、静岡県を中心とする6県167市町村を地震防災対策強化地域に指定し、対策を講じている。

〔東海地震に係る地震防災対策強化地域及び予想震源域〕



地震防災対策強化地域の指定

地震予知のための観測・測量の強化（H14.2現在）

- ・地震計約210箇所（全国比約30%）、歪計約50箇所（同約100%）、傾斜計約50箇所（同約100%）
- ・伸縮計約10箇所（同約100%）、潮位計約30箇所（同約20%）、地下水水位計約10箇所（同約100%）

予知を前提とした避難・警戒体制の構築

- ・中央防災会議による「地震防災基本計画」の作成（平成11年7月に修正）
- ・指定行政機関・指定公共機関による「地震防災強化計画」の作成
- ・民間事業者等による「地震防災応急計画」の作成

予防対策の推進

- ・「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（議員立法）に基づき避難地、避難路等の整備を推進
- ・税制上の特例により、動力消防ポンプ、防災用井戸等の整備を推進

(参考) 大規模地震対策特別措置法に基づく強化地域について



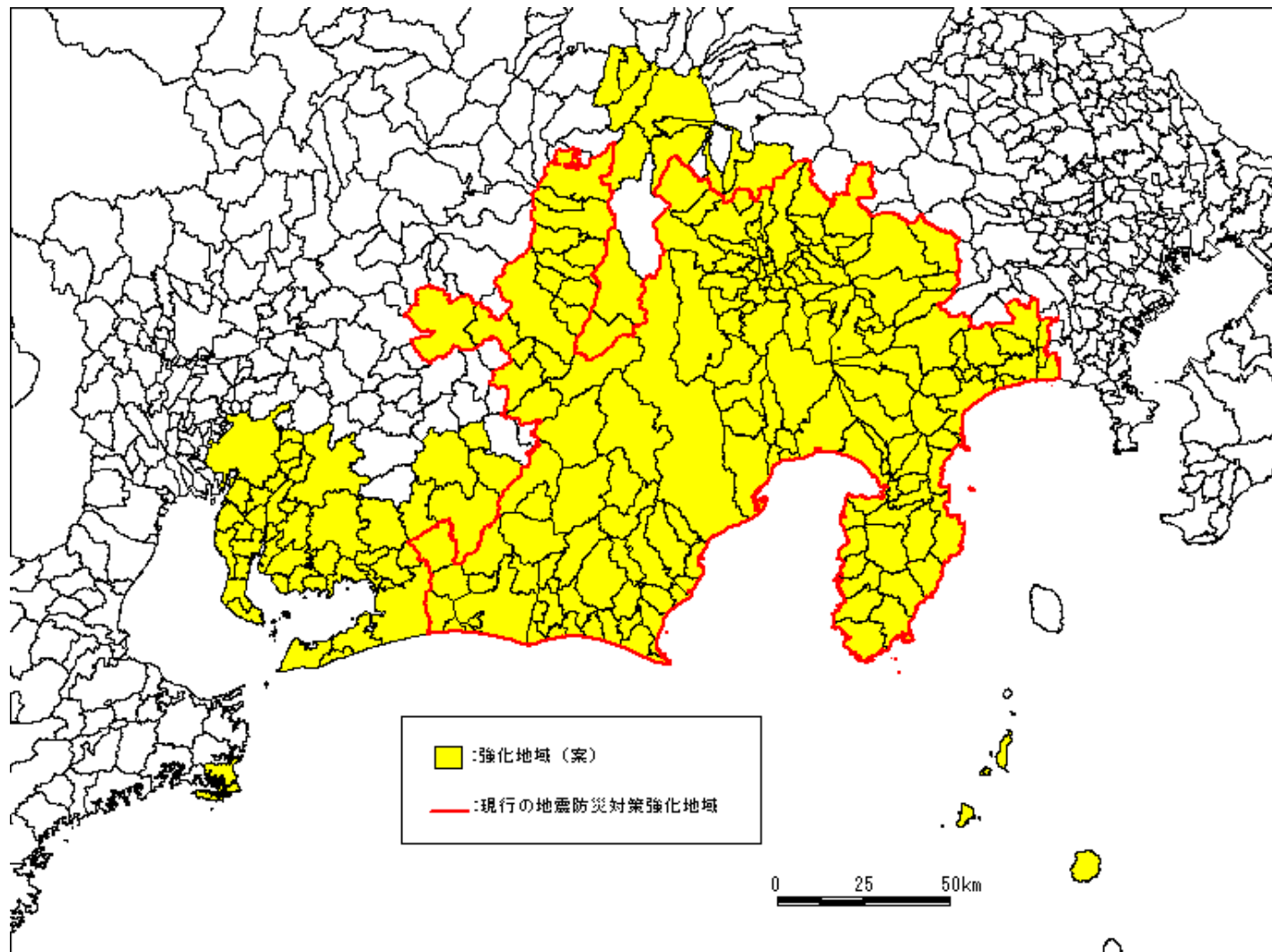
強化地域の指定基準に該当する市町村一覧

現行の6県167市町村から8都県229市町村へ拡大

東京都	<u>新島村、神津島村、三宅村</u>
神奈川県	平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、南足柄市、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町
山梨県	甲府市、富士吉田市、塩山市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、春日居町、牧丘町、勝沼町、大和村、石和町、御坂町、一宮町、八代町、境川村、中道町、芦川村、豊富村、上九一色村、三珠町、市川大門町、六郷町、下部町、増穂町、鯉沢町、中富町、早川町、身延町、南部町、富沢町、竜王町、敷島町、玉穂町、昭和町、田富町、八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町、双葉町、明野村、白州町、武川村、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、河口湖町、勝山村、足和田村、鳴沢村、上野原町、秋山村、 <u>須玉町、高根町、長坂町</u>
長野県	飯田市、伊那市、駒ヶ根市、飯島町、中川村、宮田村、松川町、高森町、阿南町、阿智村、下条村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、南信濃村、 <u>岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村、高遠町、大鹿村、上村</u>
岐阜県	中津川市
静岡県	静岡市、浜松市、沼津市、清水市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、天竜市、浜北市、下田市、裾野市、湖西市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、賀茂村、伊豆長岡町、修善寺町、戸田村、土肥町、函南町、韮山町、大仁町、天城湯ヶ島町、中伊豆町、清水町、長泉町、小山町、芝川町、富士川町、蒲原町、由比町、岡部町、大井川町、御前崎町、相良町、榛原町、吉田町、金谷町、川根町、中川根町、本川根町、大須賀町、浜岡町、小笠町、菊川町、大東町、森町、春野町、浅羽町、福田町、竜洋町、豊田町、豊岡村、龍山村、佐久間町、水窪町、舞阪町、新居町、雄踏町、細江町、引佐町、三ヶ日町
愛知県	<u>新城市、名古屋市、豊橋市、岡崎市、半田市、豊川市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲都市、常滑市、東海市、大府市、知多市、知立市、高浜市、豊明市、日進市、東郷町、長久手町、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、一色町、吉良町、幡豆町、幸田町、額田町、三好町、設楽町、東栄町、津具村、鳳来町、作手村、音羽町、一宮町、小坂井町、御津町、田原町、赤羽根町、渥美町</u>
三重県	<u>大王町、志摩町、阿児町</u>

____線は、新たに強化地域として指定が見込まれる62市町村。

指定基準に該当する地域（案）



< 今後の予定 >

3月4日 東海地震対策専門調査会（第1回）
強化地域の考え方及び強化地域（案）を検討

3月5日 上記（案）をもとに、内閣総理大臣から関係都道府
県知事に対し、意見聴取

4月上旬 東海地震対策専門調査会（第2回）（予定）

4月中旬
） 中央防災会議 （内閣総理大臣に答申）

下旬目途

内閣総理大臣が強化地域の指定及び公示

5 月
） 東海地震対策のあり方等について検討

本年度中